

感 感 発 0305 第 2 号
令 和 8 年 3 月 5 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課長
（ 公 印 省 略 ）

致死率の高い重点感染症に対する即応的な治療手段となる
感染症危機対応医薬品等のうち国が保有するものの取扱いについて

致死率の高い重点感染症（公衆衛生危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品や医療機器等の利用可能性を確保することが必要な感染症）に対する即応的な治療手段となる感染症危機対応医薬品等（Medical countermeasures。以下「MCM」という。）については、その一部を国で保有・管理しています。

令和7年12月5日（金）に開催された第633回中央社会保険医療協議会総会において、致死率の高い重点感染症に対する即応的な治療手段となるMCMの診療報酬上の取扱いについて議論がなされ、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示」（令和8年厚生労働省告示第68号）により、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」（平成18年厚生労働省告示第107号）第6に規定する保険医の使用医薬品として、「感染症による危機への対応として特に重要な医薬品（別表第4に収載されている医薬品に限る。）」が位置付けられるとともに、別表第4に「テポックスカプセル200mg」が収載され、令和8年4月1日から適用することとされました。

国が保有する「テポックスカプセル200mg」の取扱いについて、以下のとおりお知らせいたしますので、その趣旨につきまして御理解いただくとともに、管下の感染症指定医療機関に対する周知について、特段の御配慮をお願いいたします。

記

「テポックスカプセル200mg」の使用に当たっての留意事項等については、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和8年3月5日付け保医発0305第10号）において示されているところですが、国が保有する「テポックスカプセル200mg」の使用に当たっては、その効能又は効果となっている感染症のうち、痘そう、痘そうワクチン接種後のワクチニアウイルスの増殖による合併症に対してのみ使用することとされたい。